

# 令和3年度神奈川県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修実施要領

## 1 目的

県では、身体拘束の廃止に向けた取組みを積極的に進めてきたところであるが、高齢者の権利擁護の推進や身体拘束の廃止をさらにすすめるためには、施設全体での取組みを充実させる必要がある。

そのため、介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。）の従事者を対象に、各階層別に応じた研修を実施することにより、介護技術の向上、高齢者の権利擁護の推進、身体拘束の廃止に向けた取組を推進することを目的とする。

## 2 実施主体 神奈川県

## 3 研修委託先 調整中

## 4 研修日程及び研修内容

- (1) 基礎研修・・・講義・演習12時間（2日間）
- (2) 専門研修・・・講義・演習18時間（3日間）
- (3) 施設長研修・・・講義3時間（1日間）

ただし、日程の一部についてオンラインの手法により実施する可能性がある。

カリキュラム等については、別紙「令和3年度神奈川県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修日程表」参照。

## 5 受講対象者等

各階層別に次のとおり受講対象者を定める。

- (1) 基礎研修・・・主に高齢者施設において介護業務に就いた新任職員（概ね3年未満の職員を対象）
- (2) 専門研修・・・主に高齢者施設において指導的立場にある者（施設ケアマネジャー、生活相談員、ユニットリーダー、介護主任等）
- (3) 施設長研修・・・高齢者施設の管理・経営を担う立場にある者（施設長、管理者、法人役員等）

## 6 研修受講に係る要件等

- (1) 新たに研修を受講する施設の場合  
5に該当する階層別研修のすべてに施設として参加し、当該研修に施設として全日程参加することができること。
- (2) 既に5に該当する階層別研修のすべてを修了済の施設の場合  
5に該当する該当する階層別研修のいずれかに施設従事者が全日程参加することができること。

## 7 定員

- (1) 基礎研修・・・約30名程度（新たに研修を受講する施設20名、既に研修を受講した者を存している施設10名）とする。
- (2) 専門研修・・・約30名程度（新たに研修を受講する施設20名、既に研修を受講した者を存している施設10名）とする。
- (3) 施設長研修・・・約20名程度（新たに研修を受講する施設15名、既に研修を受講

した者を存している施設5名程度)とする。

## 8 修了証の交付等

- (1) 県は各階層別にすべてのカリキュラムを受講した受講者に対して、修了証を交付する。
- (2) 県は(1)とは別に専門研修のすべてのカリキュラムを受講した受講者に対して、国が定めた「権利擁護推進員」としての修了証を交付する。
- (3) 県は研修修了者の修了年月日、氏名、生年月日等の必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

## 9 研修修了後の活動内容

すべての階層別研修を受講した施設は、受講した内容を効果的に施設内における権利擁護及び身体拘束廃止の取組みに繋げるため研修の企画、運営、事例検討会などを実施するものとする。

## 10 受講料

調整中

※その他研修に要する交通費・宿泊費・食費等は自己負担とする。

## 11 その他

受講申込施設について、介護サービス担当課長が受講の可否等を決定し、通知することとする。